番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	就労継続支援(B型) 就労支援事業所 な 事業所 かまラボ	医療法人社団 ささ え愛よろず	令和3年11月15日		指摘事項なし。	
2	就労移行支援事業 就労支援事業所 な 所 かまラボ	医療法人社団 ささ え愛よろず	実地			
3	就労定着支援事業 就労支援事業所 な 所 かまラボ	医療社団法人 ささ え愛よろず				

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
4	自立訓練(生活訓 IDテクニカルスクール 練)事業所	株式会社 たんぽぽ カンパニー	令和3年11月17日	放デイ	サービスを提供した利用者から利用者負担額の支払いを受けていない事例がありました。新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第77条の第1項及び第3項に基づき、サービスを提供した利用者から利用者負担額の支払いを受けてください。	1件はお支払いいただいた。もう1件は引き続き催告しています。
5	放課後等デイサービ いけだんちキッズ ス事業所 ガーデン	株式会社 たんぽぽカンパニー	実地	放デイ	欠席時対応加算について, 就学時の状況, 相談援助の内容等の記録が確認できませんでした。児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の5に基づき, 要件を満たしていない状態で算定した加算については, 過誤調整を行ってください。	R4.1.11に過誤申請を区役所へ提出しました。
6	児童発達支援事業 いけだんちキッズ 所 ガーデン	株式会社 たんぽぽ カンパニー		放デイ	延長支援加算について、加算を算定する届出がされない状態で加算が算定されていました。児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準計ま当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の10に基づき、届出がされていない期間については、過誤調整を行ってください。	R4.1.11に過誤申請を区役所へ提出しました。
				放デイ	児童指導員等加配加算について、一部の期間について算定に 疑義があるため、人員配置・利用者数の実績を障がい福祉課 へ提出し、資定要件を満たしていなかった場合は、児童福祉法 に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の 額の算定に関する基準別表第3の1に基づき、過誤調整を行っ てください。	所管課と協議の上,過誤調整等行います。

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
7	児童発達支援事業 ばんびくらぶ 所	社会福祉法人 いぶきサポート協会	令和3年11月17日		指摘事項なし。	
8	放課後等デイサービ ばんびくらぶ ス事業所	社会福祉法人 いぶきサポート協会	実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	短期入所 いなほ園	医療法人 恵生会	令和3年11月19日		指摘事項なし。	
10	宿泊型自立訓練いなほ園	医療法人 恵生会	実地			
11	自立訓練(生活訓 練)事業所	医療法人 恵生会				

番号	· 指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
12	就労継続支援 ^(B型) CROSS HARBOR 事業所	株式会社 まちづくり にいがた北	令和3年11月19日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	放課後等デイサービ 西ぽっぷこ〜んクラブ ス事業所	社会福祉法人 いぶきサポート協会	令和3年11月24日		指摘事項なし。	
			実地			

番	킄	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
14	生活介護	あっぷる	株式会社 FIB	令和3年11月24日		指摘事項なし。	
				実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	共同生活援助 すまいるは一と白根	株式会社 ヒューマン リソース	令和3年11月25日	GH	夜間支援等体制加算 I は、夜間支援の内容を、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要がありますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する関係の第の算定に関する基準別義第15の1の5」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑧に基づき、共同生活援助計画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。	調査の結果対象となった2名の過誤調整を行います。
			実地	GH	帰宅時支援加算は、共同生活援助計画に基づき支援を行った場合に算定が可能となっていますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算にに関する基準別表第15の4」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑥共同生活援助計画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。	調査の結果、対象者はありませんでした。

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
16	共同生活援助 グループホームへち ま	医療法人社団 ささ え愛よろず	令和3年11月25日	GH	夜間支援等体制加算 I は、夜間支援の内容を、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要がありますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス系のび基準該当障害福祉サービスに要する費の額の算定に関する基準別表第15の1の5」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑧に基づき、共同生活援助計画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。	個別支援計画を確認, 修正し2021年11月29日に対象者へ個別支援計画の説明を行い, サインをもらいます。並行して秋葉区、五泉市、聖篭町へ2021年6~10月分を過誤申し立てを行います。五泉市, 聖篭町は同月過誤で12月請求。新潟市は1月請求予定。
			実地	GH	帰宅時支援加算は、共同生活援助計画に基づき支援を行った場合に算定が可能となっていますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準談主の署第15の4」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑯共同生活援助計画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。	個別支援計画を確認、修正し2021年11月29日に対象者へ個別支援計画の説明を行い、サインをもらいます。並行して秋葉区、五泉市、聖篭町へ2021年6~10月分を過誤申し立てを行います。五泉市、聖篭町は同月過誤で12月請求。新潟市は1月請求予定。

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
17	放課後等デイサービ ぷ あ ぷ ス事業所	特定非営利活動法人ゆう一わ	令和3年11月29日	放デイ	児童指導員等加配加算について、一部の期間について算定に 疑義があるため、人員配置・利用者数の実績を障がい福祉課 へ提出し、算定要件を満たしていなかった場合は、「児童福祉 法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準別表第3の1の注7」ならびに「同基準 の留意事項通知第二の2(3)②」に基づき、過誤調整を行ってく ださい。	児童指導員等加算について、実地指導後は計算書を毎月作成し2名で確認することとしました。 過去の職員配置を再確認し、加算の算定要件を満たさなかった令和3年8月分について、令和4年1月20日に過誤申請を行いました。
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
18	就労継続支援 ^(B型) ゆうーわ 事業所	特定非営利活動法人ゆう一わ	令和3年11月29日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
19	放課後等デイサービ ちくたく ス事業所	Tres xA株式会社	令和3年12月1日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
20	放課後等デイサービ ハッピーハート新大 ス事業所 前	株式会社 シーエスシー	令和3年12月3日		指摘事項なし。	
			実地			

番	· 指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
21	放課後等デイサービ ス事業所 LigLig	株式会社 ingrow	令和3年12月6日	放デイ	児童指導員等加配加算・専門的支援加算について、一部の期間について算定要件を満たしていませんでした。人員配置・利用者数の実績を確認した結果を障がい福祉課へ提出し、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の1の注7、注8」ならびに「同基準の留意事項通知第二の2(3)②、③」に基づき、算定要件を満たしていなかった場合は、過誤調整を行ってください。	1日の利用人数が11人を超えた際の、人員配置の換算方法を 誤っていました。 2022年1月分の請求と合わせて過誤調整を行いました。
			実地			

番	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
22	放課後等デイサービ ス事業所 LigLigLink	株式会社 ingrow	令和3年12月6日	放デ イ·児 発	児童指導員等加配加算・専門的支援加算について、一部の期間について算定要件を満たしていませんでした。人員配置・利用者数の実績を確認した結果を障がい福祉課へ提出し、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の1の注8,注9及び第3の1の注7,注8」ならびに「同基準の留意事項通知第二の2(1)④、④の2及び(3)②、③」に基づき、算定要件を満たしていなかった場合は、過誤調整を行ってください。	1日の利用人数が11人を超えた際の、人員配置の換算方法を 誤っていました。 2021年12月分の請求と合わせて過誤調整を行いました。
23	児童発達支援事業 LigLigLink 所	株式会社 ingrow	実地	放デ イ・児 発	欠席時対応加算について、利用の3日前に欠席の連絡を受けた方に関して算定されている日がありました。「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の7及び第3の5」ならびに「同基準の留意事項通知第二の2(1)⑪及び(3)⑪」に基づき、要件に該当していない日に算定している分は過誤調整を行ってください。	欠席の連絡を受けた日数に利用日を入れていませんでした。 2021年12月分の請求と合わせて過誤調整を行いました。

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
24	就労継続支援(A型) self-A・ハニービー新 事業所 潟	株式会社 ハニー ビー	令和3年12月7日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
25	就労継続支援(B型) 協働作業所かがやき 事業所 新潟	社会福祉法人 かが やき福祉会	令和3年12月7日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
26	放課後等デイサービ エコ ス事業所	株式会社 C. A. R. E.	令和3年12月8日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
27	放課後等デイサービ 東ぽっぷこ〜んクラブ ス事業所	社会福祉法人 いぶきサポート協会	令和3年12月8日		指摘事項なし。	
			実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
28	児童発達支援事業 ほめて育てるABA推 所 進「ことりん」	株式会社 Growth	令和3年12月10日		指摘事項なし。	
29	放課後等デイサービ ほめて育てるABA推 ス事業所 進「ことりん」	株式会社 Growth	実地			
30	保育所等訪問支援 ほめて育てるABA推事業所 進「ことりん」	株式会社 Growth				

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
31	児童発達支援事業 こどもサポート教室 所 「きらり」姥ヶ山校	株式会社 クラ・ゼミ	令和3年12月14日		児童指導員等加配加算について、一部の期間について算定に 疑義があるため、人員配置・利用者数の実績を障がい福祉課 へ提出し、算定要件を満たしていなかった場合は、「児童福祉 法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準別表第3の1の注7」ならびに「同基準 の留意事項通知第二の2(3)②」に基づき過誤調整を行ってくだ さい。	障がい福祉課と協議の上、過誤調整計画書提出。令和4年2月~5 月末の間、加算の算定要件を満たさない請求(令和3年4月~6月 利用分)についての過誤調整実施。
32	放課後等デイサービ こどもサポート教室 ス事業所 「きらり」姥ヶ山校	株式会社 クラ・ゼミ	実地		欠席時対応加算について、利用予定日以降に連絡調整を行って加算を算定しているもの、代替的支援の欠席を算定しているものがありました。要件を満たしていない状態で算定した加算については、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の5に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。	障がい福祉課と協議の上、過誤調整計画書提出。令和4年2月~5 月末の間、加算の算定要件を満たさない請求(令和3年4月~6月 利用分)についての過誤調整実施。

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
33	放課後等デイサービ 放課後等デイサービ ス事業所 スオハナ魁	ライフサポートクリ エーション株式会社	令和3年12月14日	放デイ	欠席時対応加算について、利用の3日前に欠席の連絡を受けた方に関して算定されている日がありました。要件に該当していない日に算定している分は過誤調整を行ってください。	令和4年1月過誤調整を行う。
34	特定相談支援事業 相談支援事業所Lサ 所 ポート	ライフサポートクリ エーション株式会社	実地	放デイ	個別支援計画の作成が遅れた状態で支援を開始しているケースがありました。個別支援計画が作成されずに給付費を請求した利用児については、個別支援計画未作成減算を適用した請求金額に過誤調整を行ってください。	令和4年1月, 2月過誤調整を行う。
35	障害児相談支援事 相談支援事業所Lサ 業所 ポート	ライフサポートクリ エーション株式会社				

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
36	生活介護 ドリーム プラス	社会福祉法人 愛宕 福祉会	令和3年12月16日	放デイ	児童指導員等加配加算について、一部の期間について算定に 疑義があるため、人員配置・利用者数の実績を障がい福祉課 へ提出し、算定要件を満たしていなかった場合は、「児童福祉 法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準別表第3の1の注7」ならびに「同基準 の留意事項通知第二の2(3)②」に基づき、過誤調整を行ってく ださい。	令和4年2月に各市区町村に過誤申立書を提出しました。
37	放課後等デイサービ ららら ドリーム ス事業所	社会福祉法人 愛宕 福祉会	実地	GH	夜間支援等体制加算 I は、夜間支援の内容を、個々の利用者 ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要がありますが、共 同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービス等及び基準該의障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準別表第15の1の5」及び同基準 の留意事項通知第二の3(8)の8)に基づき、共同生活援助計 画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したも のについては過誤調整を行ってください。	令和4年2月に各市区町村に過誤申立書を提出しました。
38	共同生活援助 グループホーム エ ピソード II	社会福祉法人 愛宕 福祉会		GH	帰宅時支援加算は、共同生活援助計画に基づき支援を行った場合に真定が可能となっていますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第15の4」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑥に基づき、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。	令和4年2月に各市区町村に過誤申立書を提出しました。
39	短期入所 グループホーム エ ピソード II	社会福祉法人 愛宕 福祉会				

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
40	放課後等デイサービ ピンポン ス事業所	有限会社 里の和	令和3年12月16日		指摘事項なし。	
41	生活介護 フェリーチェ	有限会社 里の和	実地			

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
42	放課後等デイサービ キッズデイサービス ス事業所 らくだ	株式会社 GROW	令和3年12月20日	放デイ	児童指導員等加配加算について、基準人員が配置されていない日に関して算定されていました。「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の1の注7」に基づき、当該日については過誤調整を行ってください。	各区役所に過誤申立書を令和3年12月29日に提出。過誤決定済 み。
43	居宅介護・重度訪問 ホームケアサポート 介護 GROW	株式会社 GROW	実地	居宅	個別支援計画について必要な変更が行われていませんでした。居宅介護等のサービスの報酬は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第1」及び同基準の留意事項通知第二の2(1)①に基づき、実際に要した時間ではなく個別支援計画で定めるサービス提供時間に基づき請求されます。提供内容や提供時間が実際のサービス提供と合致しない場合は「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条」に基づき、速やかいに個別支援計画の変更をしてください。また、個別支援計画の変更が行われていなかった通院等介助の請求については、過誤調整を行ってください。	過誤申立書を令和3年12月29日に提出。過誤決定済み。
44	訪問介護事業所 ホームケアサポート GROW	株式会社 GROW				

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
45	居宅介護・重度訪問 ヘルパーステーション 介護 杜	有限会社 ファースト メディカル	令和3年12月22日	居支	実施状況の把握(モニタリング)について、ショートステイ先でモニタリングを行っている事例がありました。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の第15条に基づき、月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接を行わない場合は、運営基準減算の対象となります。事例は、運営基準減算の対象となる「特段の事情」に該当するとのことですが、他の同様の利用者を確認し、「特段の事情」がある場合は、その具体的な内容が記録として残っているかを確認してください。「特段の事情」に該当していないにも関わらず、居宅にて面接していない場合、運営基準減算とし、過誤調整を行ってください。	現在, ショートステイを使用している方は全て居宅にて面接をしており、運営基準減算の対象はありません。(特段の事情に該当する事例はありません)
46	あ問介護事業所 ヘルパーステーション 杜	有限会社 ファースト メディカル	実地			
47	居宅介護支援事業 居宅介護支援事業所 所 ケアプラン社	有限会社 ファースト メディカル				

番号	指導	対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
48	特定相談支援事業所	ケアプラン・スローラ イフ西	合同会社 ケアプラン・スローライフ西	令和3年12月24日		指摘事項なし。	
49	居宅介護支援事業所	ケアプラン・スローラ イフ西	合同会社 ケアプラン・スローライフ西	実地			